

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

清瀬市教育委員会では将来を担う子どもたちにとって、より良い学びの環境の再整備と地域コミュニティの拠点となる学校づくりを目指し、令和2年度に策定した「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、令和3年度に策定した「清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）」（清瀬小・清瀬第八小の統合を含む）及び令和3年度に改訂した「清瀬市公共施設等総合管理計画」（清瀬小・清瀬第八小の統合を含む）に基づき、令和11年度に新校を開設するにあたり、令和4年度及び令和5年度に、清瀬小学校及び清瀬第八小学校を統合した新たな学校づくりのイメージの具現化、基本的な計画の作成、小中一貫校及び将来的なコミュニティ施設等との複合化の検討をするため、市民参画による検討委員会を設置して基本構想及び基本計画を策定する。

以上の状況を踏まえ、基本構想及び基本計画策定のための調査やデータ分析、素案作成などの各種調査検討、新校の施設整備に向けた方針等について検討支援、学校規模、施設の構成、施設整備計画、空間構成と配置及びスケジュールについての技術的支援、策定委員会の際に出される意見、提案、意見募集及びパブリックコメント等による市民意見、提案の整理等を行い、地域の拠点としての清瀬市新校を開設するための基本構想及び基本計画の策定支援業務を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙資料3「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

(5) 予算規模

本業務の予算規模は28,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(6) 支払い条件

業務完了後一括払いとする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 清瀬市における建築設計の入札参加資格を有していること。
- (2) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続きを開始していないこと。

3. 企画提案書等の作成及び提出

別紙資料3「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書（案）」に定める仕様に沿った企画提案書等の必要書類を、別紙資料2「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき以下のとおり作成し提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式1 (添付資料) ・入札参加資格登録証の写し	1部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和4年6月30日（木）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ. 提出先

本実施要領12に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 企画提案書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式2 企画提案書表紙	1部
	様式3 業務実績 すべての実績に係る契約書の写し（案件名、 契約年月日及び契約者が明記されているペー ジのみ）	10部

	「えるぼし」又は「くるみん」の認定を証する書類の写し	
	様式自由 業務提案書 (添付資料) ・業務行程が分かるスケジュール表	10部
	様式自由 本業務委託料の見積書	1部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和4年7月20日(水)午後5時まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ. 提出先

本実施要領12に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書(案)及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 様式

別紙資料1「様式4 質問票」によることとする。

② 提出先

本実施要領12に掲げる担当課

③ 提出方法

別紙資料1「様式4 質問票」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。なお、質問票の提出回数は、1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

④ 受付期間

令和4年6月21日(火)午後5時まで

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和4年6月27日(月)に全者宛てに電子メールにて送付する。

5. 審査概要

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託プロポーザル審

査委員会（以下「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

(1) 審査方法

① 書類審査（一次審査）

提出された「様式3 業務実績」及び「様式自由 本業務委託料の見積書」をもとに、書類による一次審査を行う。応募者が5者以上の場合は、一次審査の上位4者のみについて、二次審査（プレゼンテーション）を行う。一次審査にあたり、上位から4者目以降に同点がある場合には、当該同点の4者目以降も二次審査に進むこととする。なお、一次審査の点数は、二次審査に反映するものとする。

② プレゼンテーション審査（二次審査）

提出された「様式自由 業務提案書」の内容に関する参加事業者のプレゼンテーション審査を行う。「様式自由 業務提案書」の説明の際には、「様式3 業務実績」を踏まえたプレゼンテーションである点を加味して評価する。（「様式3 業務実績」そのものの説明までは求めない）

③ 評価点数

書類審査及びプレゼンテーション審査の評価は、審査項目別に点数化して実施する。書類審査及びプレゼンテーション審査の評価点数の合計点が最高得点となった参加事業者を受託候補者として選定する。

(2) 審査項目

審査項目は下表に掲げるとおりとする。

	審査項目	関係資料	審査基準	
(一次審査) 書類審査	業務実績	様式3	①	統合又は小中一貫校に関する実績があるか (※1)
			②	小中学校の建て替えに関する実績があるか (※2)
			③	「女性活躍推進企業」、「子育てサポート企業」として認定（「えるぼし」、「くるみん」）を受けているか
	価格	見積書	見積額	

プレゼンテーション審査 (二次審査)	業務提案内容	業務提案書	全体業務計画
			市民参加手法
			仕様書による提案
			仕様書以外の提案
	説明	様式3	実績に裏打ちされた知識・信頼性(※3)
			意欲・積極性

※1 個別具体的な小中学校に係る統合又は小中一貫校(義務教育学校を含む。)に関する市区町村の基本構想及び基本計画類(計画と同等の方針等を含むが、工事に係る実施設計及び詳細設計等のみの場合を除く。また、公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画及び適正規模・適正配置に関する基本方針など市全体に係るものは対象外とする)の策定支援に関すること。算定期間は平成29年度から令和3年度までとし、契約年月日を基準日とする。

※2 個別具体的な小中学校の建て替えに関する市区町村の基本計画類(計画と同等の方針等を含むが、工事に係る実施設計及び詳細設計等のみの場合を除く。また、公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画及び適正規模・適正配置に関する基本方針など市全体に係るものは対象外とする)の策定支援に関すること。算定期間は平成29年度から令和3年度までとし、契約年月日を基準日とする。

※3 「実績に裏打ちされた知識・信頼性」の審査基準には、「様式3 業務実績」の内容が活かされた「業務提案内容」が説明されているかを視点の一つとする。

(3) 結果通知

審査結果に関しては、一次審査については令和4年7月29日(金)、二次審査令和4年8月15日(月)を目途に本市より参加事業者全てに書面で通知する。

(4) 情報公開基準

清瀬市情報公開条例(平成13年清瀬市条例第20号)第7条に規定する公文書の開示義務に基づき、本プロポーザルの実施過程等に係る行政情報は、受託候補者を決定した後は原則公開とする。ただし、対象文書及び、情報公開基準については、以下に定めるとおりとする。

対象文書名		情報公開基準	
		受託候補者	非候補者
実施要領、仕様書等		公開	
提出書類	参加事業者名	公開	
	様式2 企画提案書表紙	公開	非公開
	様式3 業務実績	公開	非公開
	様式自由 業務提案書	公開	非公開

	様式自由 本業務委託料の見積書	公開	非公開
審査委員会	委員名簿	公開	
	議事要旨	公開 (※)	
	採点表	公開 (※)	
	審査結果通知書	公開	非公開

※事業者名及び委員名をふせて公開する。

(5) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

6. プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日

令和4年8月8日(月) ※時間については別途通知する。

(2) 場所

清瀬市 清瀬市役所本庁舎 4階 研修室1～3

(3) 提案時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 30分

(4) その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

7. 日程

募集開始(公告)※	令和4年6月15日(水)
質問受付締切	令和4年6月21日(火) 午後5時まで
質問回答	令和4年6月27日(月)
参加表明書等受付締切	令和4年6月30日(木) 午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和4年7月20日(水) 午後5時まで
第一回委員会	令和4年7月25日(月)
一次審査結果通知	令和4年7月29日(金)
第二回委員会(プレゼンテーション)	令和4年8月8日(月)
二次審査結果通知	令和4年8月15日(月)(予定)
契約締結	令和4年8月下旬(予定)

※清瀬市ホームページで周知予定。

8. 失格条項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 本業務委託料見積金額が本実施要領1.(5)に掲げる予算規模を超過する場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合

9. 受託候補者の取消し等

委員会は、受託候補者の選定後に失格条項が発覚した場合、もしくは受託候補者が辞退を申し出た場合は、受託候補者としての決定を取り消すものとする。なお、この場合は、新たなプロポーザル審査は実施せず、プロポーザル審査の結果第2順位となった参加事業者を繰り上げて、受託候補者として選定する。

10. 業務委託契約に関する事項

- (1) 市は、委員会が選定した受託候補者を本業務委託契約に係る契約相手先として特定し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。
- (2) 本業務の委託契約内容は、業務委託仕様書の他、清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）及び清瀬市業務委託契約約款によるものとする。

11. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) 審査の経緯及び結果に関する異議申し立ては受け付けません。

12. 担当課

〒204-8511

清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市教育委員会教育部教育総務課庶務係

直通Tel：042-497-2537

代表Tel：042-492-5111（内線2341・2342）

Fax：042-495-3940

E-mail : kyo_soumu@city.kiyose.lg.jp

13. 添付資料

- (1) 提出書類の様式1～4 (資料1)
- (2) 清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領 (資料2)
- (3) 清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書 (案) (資料3)

14. 参考資料

- (1) 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針
- (2) 清瀬市公共施設等総合管理計画【改訂版】
- (3) 清瀬市公共施設再編計画 (地域レベル編)